

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考													
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>目次 省略</p> <p>第1条 省略</p> <p>(大学院)</p> <p>第2条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、次の研究院、学府及び研究科を置く。 <u>共生科学技術研究院</u> 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科 技術経営研究科</p> <p>第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 省略 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="235 1177 907 1409"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td><u>キャリアパス支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	<u>キャリアパス支援センター</u>	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	<p>目次 省略(現行どおり)</p> <p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(大学院)</p> <p>第2条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、次の研究院、学府及び研究科を置く。 <u>農学研究院</u> <u>工学研究院</u> 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科 技術経営研究科</p> <p>第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 省略(現行どおり) 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1177 1803 1444"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td><u>イノベーション推進機構</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	<u>(削る)</u>	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	環境リーダー育成センター	<u>イノベーション推進機構</u>	
組織及び施設の名称															
女性未来育成機構															
<u>キャリアパス支援センター</u>															
学生活動支援センター															
アグロイノベーション高度人材養成センター															
環境リーダー育成センター															
組織及び施設の名称															
女性未来育成機構															
<u>(削る)</u>															
学生活動支援センター															
アグロイノベーション高度人材養成センター															
環境リーダー育成センター															
<u>イノベーション推進機構</u>															

第5条～第35条 省略

(授業料の納付)

第36条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の表のとおり2期に分けて納付しなければならない。

区分	納入の時期
前期(4月から9月までの分)	5月1日から5月31日まで
後期(10月から翌3月までの分)	11月1日から11月30日まで

- 後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があったときは、当該年度の前期に係る授業料を納付させるときに併せて納付させるものとする。
- 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに納付させるものとする。
- 第104条第2項の規定により、6月に卒業する見込みの者は、授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に3を乗じて得た額を当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、6月に卒業できなかったときは、当該期に納付しなければならない授業料の額と既納の授業料の差額を速やかに納付しなければならない。

第37条 省略

(休学の場合の授業料)

第38条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者の授業料は、これを免除することができる。

- 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の月割額に復学した日の属する月から当該期の終りの月までの月数を乗じて得た額を、復学した月の終わりまでに納付しなければならない。

第39条～第39条の3 省略

第5条～第35条 省略(現行どおり)

(授業料の納付)

第36条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の表のとおり2期に分けて納付しなければならない。

区分	納入の時期
前期(4月から9月までの分)	5月1日から5月31日まで
後期(10月から翌3月までの分)	11月1日から11月30日まで

- 後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があったときは、当該年度の前期に係る授業料を納付させるときに併せて納付させるものとする。
- 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに納付させるものとする。
- 削除

第37条 省略(現行どおり)

(休学の場合の授業料)

第38条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者の授業料は、これを免除することができる。

- 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に復学した日の属する月から当該期の終りの月までの月数を乗じて得た額を、復学した月の終わりまでに納付しなければならない。

第39条～第39条の3 省略(現行どおり)

(授業料、入学金及び検定料の返付)

第40条 納付した授業料、入学金及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第1号から第3号に、検定料については第4号から第6号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。

一～三 省略

四 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の選抜(調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

五 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 其後の選抜に係る検定料相当額

六 本学学部及び大学院の検定料を納付した者が、前条第1項の規定に該当した場合当該選抜に係る検定料相当額

第41条～第41条の2 省略

(共生科学技術研究院)

第47条 共生科学技術研究院に置く部門及び拠点は、別表第1のとおりとする。

(学府及び技術経営研究科)

第48条 工学府及び生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

2 農学府の課程は、修士課程とする。

3 技術経営研究科の課程は、専門職学位課程とする。

(授業料、入学金及び検定料の返付)

第40条 納付した授業料、入学金及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第1号から第4号に、検定料については第5号から第7号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。

一～三 省略(現行どおり)

四 学年の途中で卒業又は修了した場合 授業料の月割額に卒業又は修了した日の属する月の翌月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額

五 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の選抜(調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

六 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 其後の選抜に係る検定料相当額

七 本学学部及び大学院の検定料を納付した者が、前条第1項の規定に該当した場合当該選抜に係る検定料相当額

第41条～第46条の2 省略(現行どおり)

(研究院)

第47条 農学研究院及び工学研究院に置く部門は、別表第1のとおりとする。

(学府及び技術経営研究科)

第48条 工学府及び生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

2 農学府の課程は、修士課程とする。

3 技術経営研究科の課程は、専門職学位課程とする。

4 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に設置する博士課程については、

第49条～50条 省略

(教員組織)

第51条 工学府、農学府、生物システム応用科学府及び技術経営研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府又は技術経営研究科の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。

3 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)その他教員組織については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第52条 省略

(専攻及び収容定員)

第53条 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第54条～第74条 省略

(学位の授与)

第75条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学) 修士(農学)又は修士(学術)

第1項の規定にかかわらず、これを後期3年のみの博士課程とする。

第49条～50条 省略(現行どおり)

(教員組織)

第51条 工学府、農学府、生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)及び技術経営研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府又は技術経営研究科の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。

3 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。

4 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)その他教員組織については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第52条 省略(現行どおり)

(専攻及び収容定員)

第53条 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第54条～第74条 省略(現行どおり)

(学位の授与)

第75条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学) 修士(農学)又は修士(学術)

<p>生物システム応用科学府の博士後期課程 博士(工学) 博士(農学)又は博士(学術) 連合農学研究科の博士課程 博士(農学)又は博士(学術) 技術経営研究科の専門職学位課程 技術経営修士(専門職)</p> <p>2 省略</p> <p>第76条～第102条 省略</p> <p>(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)</p> <p>第103条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第9のとおりとする。 (卒業)</p> <p>第104条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第98条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。</p> <p>2 <u>卒業を認証する時期は、学年の終わりとする。ただし、前項に規定する年数を超えて在学する者については、当該学部の定めるところにより6月末日にこれを認証することができる。</u></p> <p>附 則 省略</p>	<p>生物システム応用科学府の博士後期課程 博士(工学) 博士(農学)、博士(学術)又は博士(生命科学) 連合農学研究科の博士課程 博士(農学)又は博士(学術) 技術経営研究科の専門職学位課程 技術経営修士(専門職)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>第76条～第111条 省略(現行どおり)</p> <p>(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)</p> <p>第103条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第9のとおりとする。 (卒業)</p> <p>第104条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第98条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	--	--

別表第1（第47条関係）

科学立国研究拠点
生存科学研究拠点
若手人材育成拠点
生命農学部
環境資源共生科学部門
動物生命科学部門
生命機能科学部門
応用化学部門
先端機械システム部門
先端情報科学部門
先端電気電子部門
先端物理工学部門
先端健康科学部門
数理科学部門
言語文化科学部門
先端生物システム学部

別表第2（第53条関係）

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専 門職学位課程		博士後期課程	
		入学定 員(人)	総定員 (人)	入学定 員(人)	総定員 (人)
工学府	生命工学専攻	38	76	14	42
	応用化学専攻	58	116	14	42
	機械システム工学専攻	53	106	13	39

別表第1（第47条関係）

農学研究院	<u>生物生産科学部門</u> <u>共生持続社会学部門</u> <u>応用生命化学部門</u> <u>生物制御科学部門</u> <u>環境資源物質科学部門</u> <u>物質循環環境科学部門</u> <u>自然環境保全学部門</u> <u>農業環境工学部門</u> <u>国際環境農学部</u> <u>動物生命科学部門</u> <u>生物システム科学部門</u>
工学研究院	<u>生命機能科学部門</u> <u>応用化学部門</u> <u>先端機械システム部門</u> <u>先端物理工学部門</u> <u>先端電気電子部門</u> <u>先端情報科学部門</u> <u>先端健康科学部門</u> <u>数理科学部門</u> <u>言語文化科学部門</u>

別表第2（第53条関係）

学府等名	専攻名	博士前期課程、 修士課程又は専 門職学位課程		博士後期課程	
		入学定 員(人)	総定員 (人)	入学定 員(人)	総定員 (人)
工学府	生命工学専攻	38	76	14	42
	応用化学専攻	58	116	14	42
	機械システム工学専攻	53	106	13	39

	電子情報工学専攻	-	-	19	57
	物理システム工学専攻	22	44	-	-
	電気電子工学専攻	41	82	-	-
	情報工学専攻	29	58	-	-
	計	241	482	60	180
農学府	生物生産科学専攻	21	42	-	-
	共生持続社会学専攻	12	24	-	-
	応用生命化学専攻	21	42	-	-
	生物制御科学専攻	17	34	-	-
	環境資源物質科学専攻	11	22	-	-
	物質循環環境科学専攻	17	34	-	-
	自然環境保全学専攻	19	38	-	-
	農業環境工学専攻	10	20	-	-
	国際環境農学専攻	20	40	-	-
	計	148	296	-	-
生物システム応用科学府	生物システム応用科学専攻	52	104	22	66
	計	52	104	22	66
連合農学研究科	生物生産科学専攻	-	-	15	45
	応用生命科学専攻	-	-	10	30
	環境資源共生科学専攻	-	-	7	21
	農業環境工学専攻	-	-	4	12
	農林共生社会科学専攻	-	-	4	12
	計	-	-	40	120
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40	80	-	-
	計	40	80	-	-
合計		481	962	122	366

別表第3～別表第8 省略

別表第9（第103条関係）

	電子情報工学専攻	-	-	19	57
	物理システム工学専攻	22	44	-	-
	電気電子工学専攻	41	82	-	-
	情報工学専攻	29	58	-	-
	計	241	482	60	180
農学府	生物生産科学専攻	21	42	-	-
	共生持続社会学専攻	12	24	-	-
	応用生命化学専攻	21	42	-	-
	生物制御科学専攻	17	34	-	-
	環境資源物質科学専攻	11	22	-	-
	物質循環環境科学専攻	17	34	-	-
	自然環境保全学専攻	19	38	-	-
	農業環境工学専攻	10	20	-	-
	国際環境農学専攻	20	40	-	-
	計	148	296	-	-
生物システム応用科学府	生物システム応用科学専攻	52	104	22	66
	共同先進健康科学専攻	-	-	6	18
	計	52	104	28	84
連合農学研究科	生物生産科学専攻	-	-	15	45
	応用生命科学専攻	-	-	10	30
	環境資源共生科学専攻	-	-	7	21
	農業環境工学専攻	-	-	4	12
	農林共生社会科学専攻	-	-	4	12
	計	-	-	40	120
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40	80	-	-
	計	40	80	-	-
合計		481	962	128	384

別表第3～別表第8 省略（現行どおり）

別表第9（第103条関係）

学部及び学科			教育職員免許条の種類（免許教科の種類）	学部及び学科			教育職員免許条の種類（免許教科の種類）
農学部	省略	省略	省略	農学部	省略	省略	省略
	省略	省略	省略		省略	省略	省略
工学部	生命工学科 応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 機械システム工学科 電気電子工学科		高等学校教諭 1 種免許状（数学）	工学部	生命工学科 応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 機械システム工学科 電気電子工学科		中学校教諭 1 種免許状（理科） 高等学校教諭 1 種免許状（数学）
	物理システム工学科		中学校教諭 1 種免許状（数学） 高等学校教諭 1 種免許状（数学）		物理システム工学科		中学校教諭 1 種免許状（数学・理科） 高等学校教諭 1 種免許状（数学・理科）
	情報工学科		高等学校教諭 1 種免許状（情報）		情報工学科		中学校教諭 1 種免許状（数学） 高等学校教諭 1 種免許状（情報・数学）

附 則（ 2 2 経教規則第 2 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 3 条第 3 項の改正規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。